

## 第24回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和元年5月28日（火） 午後1時30分より

会議の場所 上宝支所2階 大会議室

### 会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第2  |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第3  | 報第47号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第4  | 議第175号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第5  | 議第176号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第6  | 議第177号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7  | 議第178号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第8  | 議第179号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第9  | 議第180号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について                |
| 日程第10 | 議第181号 | 農用地利用配分計画（案）について                          |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤 善明、下田初秋、道上 修、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

清水直喜

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、林政部長：細野達也、

畜産課長：倭一弘、農地主事：林義一、

書記：木戸脇良昭、尾形博司、飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、

農地相談員：森本和彦

職務代理

ただいまより第24回高山市農業委員会を開催いたします。

本日は、15番清水委員より欠席の報告を受けています。

本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

ご苦労様でございます。

各地域の田植えも進んでおり、私も今月中には終了する見込みです。ここ数日、朝は随分と気温が下がり、また日中は異常の暑さで体がついていけない状態です。

昨日は全国農業委員会会長大会が東京で開催され参加させていただきました。その中でいろいろ決議されたことがありましたが、その内容については次回の協議会等で報告します。

大会の中で、高山市農業委員会活動等について5分程度の発表依頼がありまして、組織体制のブロック化について、アンケートに伴う推進委員との連携による共有化、上野地区における農地集積の3点について発表させていただいたところです。

本日は上宝支所での開催ということで、支所の職員にはお世話になります。総会議題もいろいろありますが、スムーズに進行できます様よろしく願います。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め進行いただきます。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 16番 中田委員と、17番 杉本委員を指名しますのでお願いします。

議 長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。  
  
それでは議事に移ります。  
日程第3 報第47号 農地所有適格法人の報告等について  
を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

林 農 地 主 事 今回は54法人のうち6法人についての報告となります。  
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、  
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。  
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)  
以上、6件について報告いたします。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。  
続きまして、日程第4 議第175号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇 本日は、3件の上程です。

書 記	<p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)</p> <p>以上、3件 田畑4筆で 計 1,104 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第5 議第176号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
木 戸 協 書 記	<p>今回は、3件の上程です。</p> <p>最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>3番の案件については、転用目的から高山市まちづくり条例の手続きが必要となります。</p>

以上、3件、田畑4筆で計 2,714 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6議第177号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 本日は6件の上程です。

書 記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

5番の案件については、転用目的から高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。

以上 6件、田畑8筆、4,516 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

杉本委員 5番の案件ですが、スライドで見た場所は過去に土地改良が行われた所ではと認識しているが。

木 戸 脇 土地改良が行われた場合は農振区域に指定されますが、当該地  
書 記 については除外されています。

議 長 他にご意見ございませんか

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上  
使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当と  
して意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第178号 農地転用許可後の事業計  
画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたしま  
す。

事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇 今回は1件の上程です。  
書 記 (案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)  
以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申  
請に意見を付する件については、許可相当として意見を付するこ  
とに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第179号 農用地利用集積計画の決  
定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は16件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤  
強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各受人について認定農業者、担い手の旨、経営内容、作付け予定  
作目、使用貸借、貸借にあっては存続期間及び新規の旨を説明)

以上、16件 田90筆 56,398.34 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第9 議第180号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題といたします。  
事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は19件についての上程です。  
農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑57筆 66,503 m<sup>2</sup>について、いずれも新規11年の賃貸借権を設定するものです。  
以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第181号 農用地利用配分計画（案）について を議題といたします。  
事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は57件についての上程です。  
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、57件につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配  
分計画（案）について、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご  
意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第24回高山市農業委員会を閉会いた  
します。ありがとうございました。

午後2時15分 終了



---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

中田 一彦 委員

---

杉本 彰信 委員

---